

業務規程 【買受人関連事項抜粋】

第2節 買受人

(買受人の商品取引基本契約)

第6条 会社と商品取引基本契約を締結して卸売を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。

- (1) 氏名、名称、商号、住所及び略歴
- (2) 法人の場合にあつては、資本又は出資額及び役員の氏名
- (3) 財産及び会計の状況
- (4) その他必要な事項

2 前項の商品取引基本契約は、次の各号に掲げる事項を内容とする。

- (1) 契約を締結する者の氏名又は名称若しくは商号及び住所並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 取引開始日
- (3) 物品の引渡しに関する事項
- (4) 買受代金の支払い及び信用に関する事項
- (5) 事故があつた場合の対応に関する事項

3 会社は、第1項の買受契約を締結の申請をした者が卸売の相手方として必要な知識及び資力信用等を有しない者であるときは、買受契約を締結しないものとする。

(買受人の商品取引基本契約の解除)

第7条 会社は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第4条第1項の買受契約を解除するものとする。

- (1) 買受人が卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつたと認めるとき
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等による法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等、その他これらに準ずるもの（以下、「暴力団員等」という。）、暴力団員等と密接な関係を有する者、役員に暴力団員等がいる法人その他の団体並びに暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき、及びその他役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると判明したとき

2 会社は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。

- (1) 売買取引に関し、不正の行為があつたとき。
- (2) 買受代金の支払いを怠つたとき。
- (3) 保管の費用、使用料又は損失金の支払いを怠つたとき。
- (4) 正当な理由がなく、引き続き3ヶ月以上休業したとき。
- (5) 第10条の規定する制限行為を行つたとき。

(買受人保証金等)

第8条 会社は、卸売を受けようとする買受人から保証金の預託を受けることができる。

(買受人組合)

第9条 買受人が、買受人をもって組織する組合を作ったときは、その規約、役員の氏名及び組合員の名簿を会社に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(買受人の業務の規制)

第10条 この市場において、買受人は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 名義を他人に貸与し、買受行為をさせること。
- (2) 市場における取引を阻害し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) この規程に基づく定め及び契約等に違反すること。

(買受代理人の承認申請)

第11条 買受人が、代理人をして買受業務に参加させようとするときは、あらかじめ買受代理人申請書を会社に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の代理人の行為は、すべて買受人本人の行為とみなす。

(買受人章)

第12条 会社は、買受人に対して買受人章を交付するものとする。

2 買受人は、前項の規定により交付された買受人章を市場内において常に着用しなければならない。

～中略～

(買受代金の支払義務)

第29条 買受人は、会社から買い受けた日の翌せり日（会社があらかじめ買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日）までに、買い受けた物品の代金（買い受けた額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2 前項の特約は、次のいずれかに該当するときは、これをしてはならない。

- (1) 当該特約が、その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。
- (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性をそこない、又は卸売業務の適性かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

3 買受人は、第1項の代金を現金又は口座振替により支払うものとする。

(その他の決済の方法)

第30条 市場における売買取引の決済の方法は、前三条に定めるもののほか、会社が出荷者又は卸売を受ける者と協議して決定した期日までに現金又は口座振替により支払うものとする。